

大学院修士段階における「授業料後払い制度」

制度概要

「授業料後払い制度」とは、在学中の授業料を国が立て替え、大学院修了後に所得に応じて後払い(返還)する制度です。授業料支援金と併せて生活費奨学金を貸与することも可能です。

①授業料支援金(無利子)

- ・年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料。
- ・授業料の免除を受けた場合、免除後の金額となります。
- ・授業料は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。

②生活費奨学金(無利子) ※生活費奨学金のみの貸与はできません。

- ・月額 20,000 円又は 40,000 円(選択可)が毎月本人に振り込まれます。

対象者

博士前期課程学生(※正規生のみ)で以下を満たす者

1. 日本学生支援機構(JASSO)の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の申請資格、家計基準及び学業 成績基準を満たす者
2. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

注意事項

- ・機関保証への加入が必須となります。(人的保証は選択できません。)
- ・返還方式は「所得連動方式」となり、大学院修了後の所得や扶養する子供に数に応じて返還する月額が変動します。(「定額返還方式」は選択できません。)
- ・本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を受けることができません。第二種奨学金(有利子)の貸与は可能です。
- ・本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じて、授業料支援金及び生活費奨学金を保証料も含めて返還する必要があります。
- ・年度途中で第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更はできません。

令和7年度からの申請手続き

手続きの詳細については、分かりしだいお知らせいたします。

第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

「授業料後払い」制度

こんな方におすすめ！

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

～在学中の支援内容～

月々の振込額

50,000円
または
88,000円



年間の振込総額(例)

600,000円 ~
1,056,000円

授業料の貸与

【国・公立】
最大535,800円/年
【私立】
最大776,000円/年



生活費の貸与

20,000円
または
40,000円

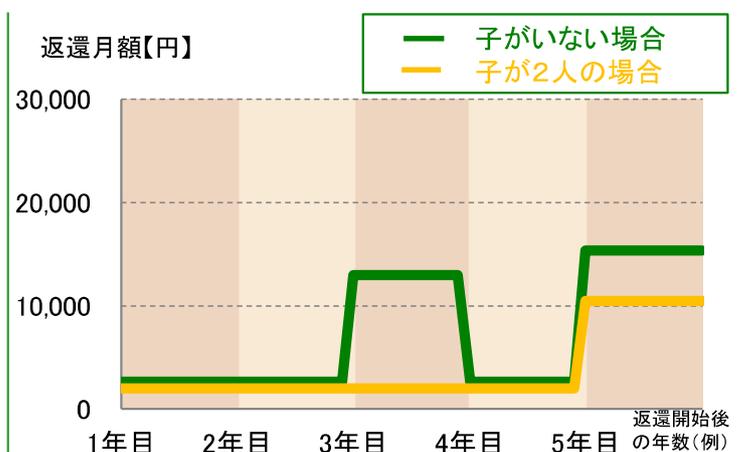
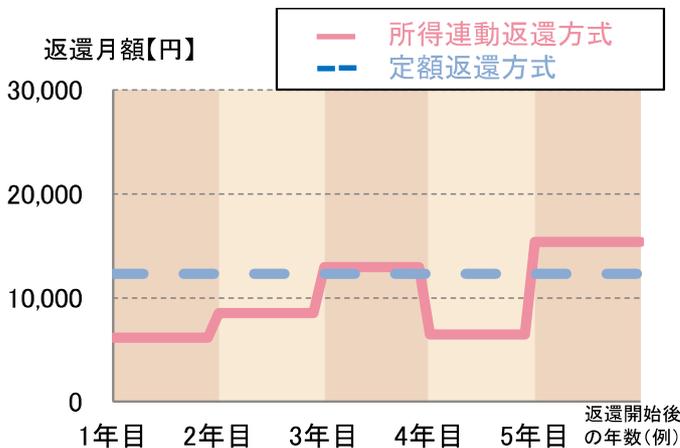


年間の振込総額(例)

【国・公立】 年間最大 1,015,800円
【私立】 年間最大 1,256,000円

- ・「授業料後払い」制度では、授業料相当額は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。
- ・保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

～貸与終了後の返還～



※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定

(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。